

東京都造林補助事業実施要領

令和5年3月30日付4産労農森第1203号
一部改正 令和5年4月1日付5産労農森第42号

第1 通則

東京都造林補助事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付13林整整第882号農林水産事務次官依命通達。）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付13林整整第885号林野庁長官通知。以下「国の要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付14林整整第580号林野庁整備課長通知。以下「国の運用」という。）、東京都造林補助事業実施要綱（令和5年3月30日付4産労農森第1201号。以下「実施要綱」という。）、東京都造林補助事業費補助金交付要綱（令和5年3月30日付4産労農森第1202号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業の内容等

実施要綱第2に規定する事業内容については、次のとおりとする。

1 人工造林、樹下植栽等について

- (1) 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
- (2) 人工造林又は樹下植栽等の対象樹種は、森林法(昭和26年法律第249号、以下「法」という。)第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢が10年以上のものとする。
- (3) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。
- (4) 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。
 - ア 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30 m^3 以上80 m^3 以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1ha当たりおおむね100束以上の竹林）において行うものであること。ただし、保全松林緊急保護整備の特殊地拵えについては、この限りではない。
 - イ 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30 m^3 以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は保全松林緊急保護整備の松林保護樹林帯造成として行うものであること。
- (5) 特殊地拵えを実施した場合は、原則として、その実施の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。

- (6) 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね 20% の範囲内とする。
- (7) 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。
- (8) 補植は、実施要綱別表 1-1 から別表 4【人工造林】（【 】は引用を簡潔に示すものである。以下同じ。）により 1,500 本/ha 以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗本数/植栽本数）がおおむね 30% 以上発生した場合に、植栽の実施の翌年度の初日から起算して 5 年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として 1 回に限り行えるものとする。
- (9) 樹下植栽等について
 - ア 対象地の要件は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (ア) 有用樹種が一定数以上存在する（目安として 300~500 本/ha）。
 - (イ) 内装材、家具用材、シイタケ原木、薪炭材等の生産を経済的に行いうる土地生産力がある。
 - (ウ) 木材生産機能、公益的機能が高いと評価されている森林である。
 - イ 皆伐の場合は、補助の対象とすることはできない。
 - ウ 不良木の淘汰は、平均胸高直径 18cm 程度の立木を 30% 以上 70% 未満の伐採率で実施したときに対象とする。
- 2 雪起こしについて
雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の 30% 以上が倒伏した林分において実施するものとする。
- 3 倒木起こしについて
倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。
- 4 枝打ちについて
枝打ちの高さは地上おおむね 8 m（ただし、高品質木材のための保育管理事業においては 13.5 m）を上限とする。
- 5 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐について
 - (1) 除伐において、不用木を全て除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の 10% 未満とする。
 - (2) 保育間伐、間伐及び更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の 20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から 20% 未満とすることが適切であると判断される場合は 10%）以上伐採する場合に補助対象とする。
 - (3) 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の実施に当たっては、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって過去 5 年以内に同一施行地において補助事業による除伐、保育

間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、(2)の規定により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切であると判断され10%以上20%未満の伐採が行われた保育間伐、間伐又は更新伐の施行地についてはこの限りではない。

(4) 森林緊急造成による除伐において、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において実施することができる。

(5) 保育間伐及び更新伐を特定森林再生事業として実施する場合について、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(3)の規定（ただし書の規定を除く。）は適用しない。

(6) 更新伐について

ア 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものを行う場合、伐採率はおおむね70%以上（ただし、法第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行う場合は、この限りではない）とする。

イ 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（長期育成循環施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合、主林木の伐採率は当該主林木のおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

ウ 長期育成循環施業の一環として更新伐を実施する場合は、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付12林整整第718号林野庁長官通知）に定める方法により伐採を行うものとする。

6 衛生伐について

保全松林緊急保護整備のうち保全松林健全化整備で行う衛生伐については、松くい虫による被害の程度が激甚でない松林において行うものとする。

7 被害森林整備を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が5%以上の松林（天然林を含む。）において実施することができる。

8 付帯施設等整備について

(1) 鳥獣害防止施設等整備については、当該鳥獣害防止施設等整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

なお、当該施設には食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。

また、防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

(2) 鳥獣害防止施設等整備における施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

ア 東京都造林補助事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。

イ 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに帰因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。

(3) 林床保全整備については、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

(4) 間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用する場合には、当該伐採木の材積は、実施要綱別表1-2のア【事業規模（10 m³/ha）】で定める搬出材積としては扱わないものとする。

(5) 荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。

(6) 鳥獣害防止施設等整備については、同一施業地内における異なった施設の設置の重複申請は不可とする。

9 森林作業道整備について

(1) 森林作業道整備の先行実施

ア 実施要綱別表1-1から別表4【森林作業道整備】の一定期間とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して原則2年以内とし、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、その事由を明らかにするものとする。

イ 先行実施された森林作業道整備への補助金交付に当たっては、整備後に実施する施業について確認するものとする。

(2) 森林作業道の改良

森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

ア 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。

イ 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。）であって、開設の翌年度の初日から起算して3年以上を経過したものの改良であること。

ウ 改良の内容については、東京都森林作業道作設指針（平成23年4月1日付22産労農森第814号。以下「作業道作設指針」という。）第3に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

エ 当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。

(3) 森林作業道の復旧

森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

ア 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。

イ 復旧の内容については、作業道作設指針第3に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

(4) 効率的な森林作業道の開設

施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は、実施できないものとする。

10 森林保全再生整備について

(1) 実施要綱別表2-2の(シ)【森林保全再生整備】に定める鳥獣害等による被害を受けた森林については、原則として、「森林被害報告について」（昭和53年5月18日付53林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。

(2) 鳥獣害等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

(3) 鳥獣の捕獲・処分に当たっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

11 重要インフラ施設周辺森林整備における協定においては、事業を円滑に実施するため、事業主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努めること。

12 間伐材搬出事業について

(1) 集材地に集積された間伐材の確認

集材地に集積された間伐材の確認は、間伐材の本数等により行う。

ア 事業主体は、前項の確認を受けた間伐材を市場等に運搬したときは、当該間伐材の材積を測定し、出荷間伐材積票（第1号様式）を作成する。ただし、当該市場等が作成した材積が記載された受け渡し伝票等（以下「取引伝票」という。）がある場合は、当該取引伝票とすることができるものとする。

イ 事業主体は、当該間伐材の運搬が終了したときは、間伐材搬出事業数量集計表（第2号様式）及び出荷間伐材積票を添えて補助金交付申請書を知事に提出するものとする。

(2) 出荷間伐材積の検収

ア 出荷間伐材の検収は、当該間伐材が運搬された市場等において、材積を検収することにより行う。ただし、取引伝票又は担当者が測定を確認した出荷間伐材積票（第1号様式）がある場合は、当該取引伝票又は出荷間伐材積票をもって検収することができるものとする。

イ 材積は、材の末口の二乗に長さを乗じて算出又は、同程度の精度をもって算出するものとする。

13 事業主体について

- (1) 本事業の事業主体になり得る森林所有者は、分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 2 条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあつては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。
- (2) 特定森林再生事業における「事業主体が自ら所有する森林」とは、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。
- (3) 実施要綱第 4 【事業主体】に規定する森林所有者の団体から補助金の交付申請があつた場合には、知事は、「森林法施行令第 11 条、第 12 条、別表第 3 及び別表第 4 の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件」（平成 14 年 10 月 15 日農林水産省告示第 1630 号。）の第 1 項、第 2 項及び次の事項を確認するものとする。
 - ア 規約の内容
 - イ 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容
 - ウ 施行地の森林所有者
- (4) 森林所有者の団体が事業を実施するに当たっては、知事は補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。
- (5) 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備及び森林作業道整備の事業主体は、当該事業と一体的に行うべき事業の事業主体と異なっても差し支えないものとする。
- (6) 実施要綱別表 7 の(2)で区市町村が事業主体の場合において、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林とは、事業を実施する年度の初日からさかのぼって 10 年以内に公有化したものに限る。

14 事業規模等について

- (1) 実施要綱別表 1 - 1 から別表 4 【森林環境保全整備事業、特定森林再生事業、一般造林事業及び高品質保育事業の事業規模】の「1 施行地」とは、原則として接続する区域とする。ただし、水田跡地の人工造林にあつては、1 施行地の面積は 0.05ha 以上とする。
- (2) 実施要綱別表 1 - 2 【経営計画及び特間計画】（【実施権配分計画による間伐等】において準用する場合を含む。）の「搬出材積」とは、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、施行地の面積 1 ha 当たりの伐採木の搬出材積 100 m³（森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐にあつては、200 m³）を上限とする範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

15 補助金額について

- (1) 実施要綱別表 1 - 1 から別表 4 【査定係数 180、170、90 で行う人工造林等】において、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採に対し、伐採造林届出書を提出しなかったことについて、事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあつては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うこととする。
- (2) 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金交付申請時又は申請後に森林経営計画の対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。

- ア 森林経営計画の対象とする森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内で当該計画に基づいて行う場合
 - イ 森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で当該計画に基づいて行う場合
- (3) 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に第2の5の(5)のトの書類【申請後に経営計画対象林班に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類】を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。

第3 事業の実施

1 事業計画について

- (1) 交付要綱第3の事業計画書について、実施要綱別表第2の(1)から(4)の事業【森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業、一般造林事業及び高品質木材の保育事業】については、人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする人工造林、間伐（搬出を伴うものに限る）、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定時期、実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した計画（以下「事業計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) 事業計画の計画期間は、人工造林、保育間伐、間伐（搬出を伴うものに限る）、更新伐及び森林作業道整備の実施予定年度（森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を少なくとも含むものとする。ただし、人工造林については、先行して実施する伐採の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間、森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間とする。
- (3) 事業計画の対象とする区域は、森林経営計画又は特定間伐等促進計画、実施権配分計画に基づき施業及び森林作業道整備の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、可能な限り1箇林班程度の面的なまとまりを持った森林（森林共同施業団地に係る事業計画にあつては、当該森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となっている国有林を含む。）の区域とする。
- (4) 事業計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。
- ア 事業計画の対象とする区域及びその面積並びに計画期間（第3号様式）
 - イ 事業計画の計画期間内に実施が見込まれる人工造林の年度別実施予定箇所及び施行面積並びに施業コストの低減に向けた伐採を行う者との連携内容（第4号様式）

ウ 事業計画の計画期間内に実施が見込まれる間伐（搬出を伴うものに限る）、更新伐及び森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものに係る当該施業の年度別の実施予定箇所及び施行面積並びに間伐、更新伐に係る作業システム（伐倒、造材、集材に使用する林業用機械の種類やその組み合わせ等の体系をいう。）、間伐、更新伐それぞれの伐採木の搬出材積及び出材予定時期（第5号様式）

エ 事業計画の計画期間内にアの区域内で実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長、当該森林作業道を管理する者並びに施業予定区域内の林内路網密度の現状と目標（第6号様式）

オ 高品質木材のための保育管理事業全体計画書（第7号様式）

カ 東京都造林補助事業計画書（森林作業道整備促進事業）（第8号様式）

キ 東京都造林補助事業計画書（間伐材搬出事業）（第9号様式）

(5) 事業計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。ただし、前項のオ及びカはこれを適用しない。

(6) 事業計画は、知事が、実施要綱別表1-1から別表4に規定する事業規模等の要件への適合性をはじめ、その計画性、効率性等について、あらかじめ確認し必要な指導等を行うことを主たる目的とするものである。その作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の助言を仰ぐことが望ましい。なお、事業計画について専門的な知見を有する者の助言を仰いだ場合には、当該専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事業計画に添付して提出するものとする。

(7) 知事は、提出のあった事業計画の内容について、次の事項等を確認し、必要に応じ、事業計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導・助言を行うものとする。

ア 補助要件への適合

イ 森林作業道の開設予定路線の線形及び開設延長の妥当性

ウ 林内路網と施業予定箇所との位置関係、作業システム等の妥当性

エ 人工造林に当たり伐採作業と造林作業との連携の有無

(8) 知事は、提出のあった高品質木材のための保育管理事業全体計画書について、別紙承認基準の内容を現場で確認の上、承認するものとする。

2 補助金額の算出

(1) 補助金の額の算出は、次のとおりとする。

ア 補助金の額

補助金の額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。

イ 標準経費

標準経費は、標準単価に事業量を乗じて求める。

(2) 標準単価は次により定める。

ア 標準単価の構成因子は、事業内容ごとに交付要綱別表1に掲げる標準単価構成因子を基準とする。

イ 標準単価は、別に定めるものとする。なお、標準単価に加算することができる間接費の率は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）第3の規定に基づき定めるものとする。標準単価の標準的な施業内容は、東京都造林補助事業施業基準（令和5年3月30日付4産労農森第1205号）のとおりとする。

ウ 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれるか否かや当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。

(3) (1)のア【標準経費】は、同項イ【標準単価】に調整率を乗じて求めることができるものとする。ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する1未満の係数とする。

(4) 実施要綱別表2-2の(シ)【森林再生保全整備】及び別表6【森林作業道整備促進事業】に係る補助金額は、実行経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあっては実行経費に補助率を乗じて）求めるものとする。

(5) 区市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち(6)により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあっては当該いずれか低い額に補助率を乗じて）求めるものとする。

(6) 森林作業道整備のうち標準単価設定通知第2の9の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、次のアとイを加算した額又はウに査定係数の百分の一と補助率を乗じて（保全松林緊急保護整備における森林作業道整備にあっては補助率を乗じて）求めるものとする。

ア 当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付12林野計第138号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付11林野計第133号林野庁長官通知）に基づき算出される経費

イ 標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費

ウ 事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額

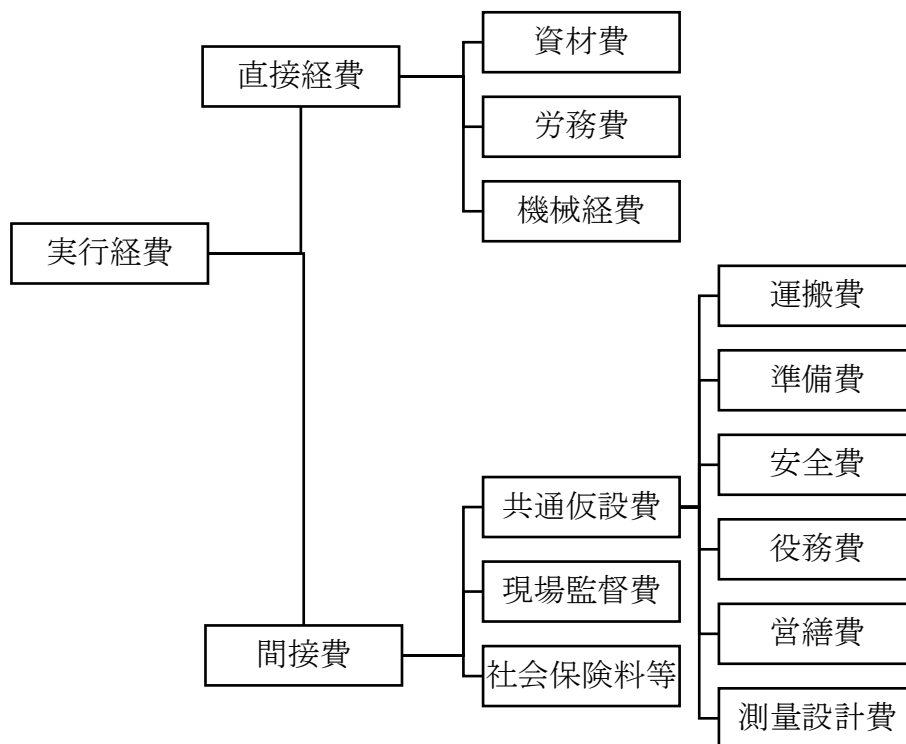
(表) 3の(4)から(6)について

	事業主体	自ら実施	請負に付して実施
全施業種	市町村	標準経費	【3の(4)】 ①と②のどちらか低い額 ①標準経費 ②実行経費
	その他事業主体		標準経費

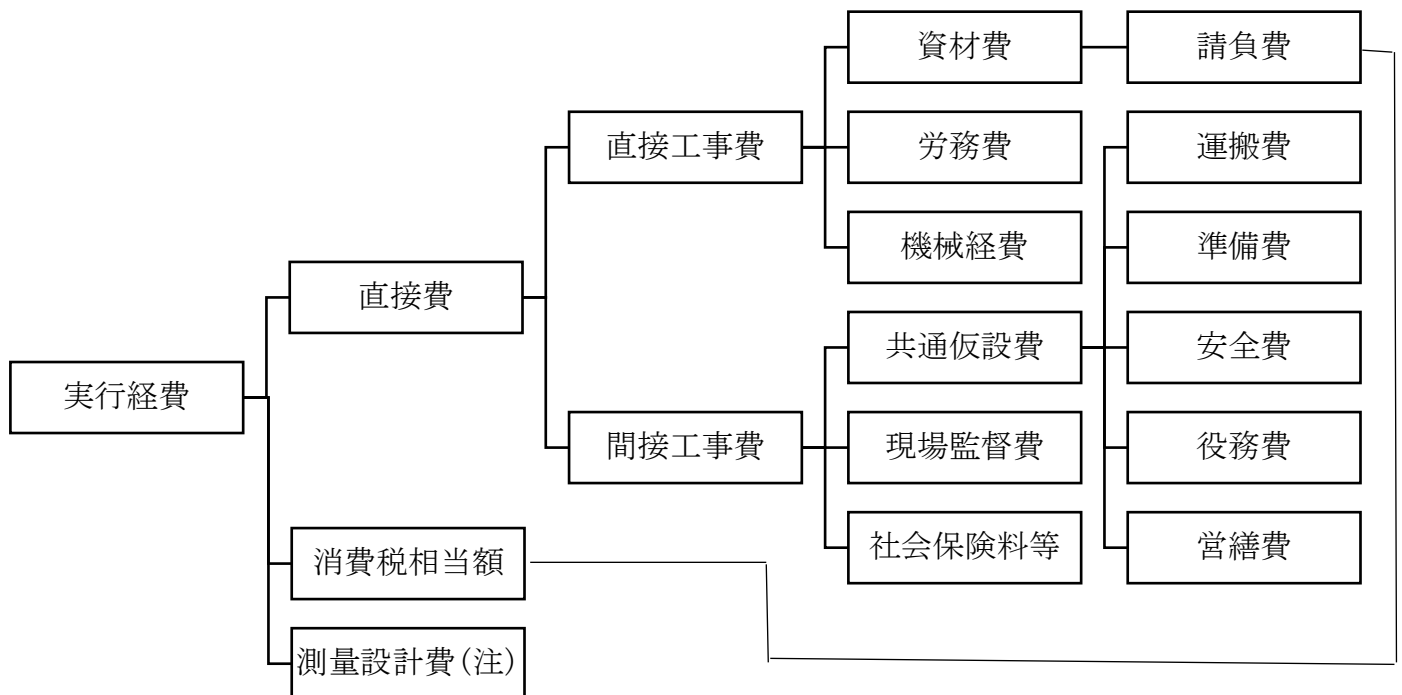
標準断面又は標準設計が適用できない部分がある森林作業道	市町村	【3の(6)のア及びイ】 設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額	【3の(6)のウ】 ①と②のどちらか低い額 ①設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 ②実行経費
	その他事業主体		

(7) 実行経費は次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、標準単価設定通知及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」（平成23年3月31日付け22林整整第858林野庁整備課長通知）に準ずるものとする。また、請負に付して実行する場合にあっては、森林整備保全事業設計積算要領に準ずることができるものとする。

ア 事業主体が自ら実施する場合



イ 事業主体が請負に付して実行する場合



(注) 測量設計費は、必要に応じ、消費税相当額を加算することができる。

- (8) 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により森林整備を行い、事業の目的を達成できる場合は、(4)のアに掲げる直接費、測量設計費（設計費を除く。）及びその他必要な経費のうち、知事が認めたものを実行経費とし、標準経費と実行経費のいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求められた額とする。

第4 維持管理

- 1 実施要綱第2の事業により実施した施設の維持管理を行う者は、原則として事業主体とする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体は速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うこと。
- 2 当該事業主体は、自らこれを管理し又は都以外の地方公共団体、森林組合等を指定して管理を行わせることができるものとする。この場合において、都を除く事業主体が都以外の地方公共団体、森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。
- 3 森林作業道の開設、改良及び復旧を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳（第10号様式）を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これを常時提示できるよう管理を行うものとする。

第5 補助金の交付関係事務に関する特記事項

1 東京都造林補助事業予定調書の提出

- (1) 事業主体は、東京都造林補助事業を実施しようとする前年度の4月30日までに東京都造林補助事業予定調書（第11号様式）を知事に提出するものとする。

- (2) 市町村及び森林組合等は、管轄区域で森林整備を実施しようとする事業主体を取りまとめて提出することができるものとする（第12号様式）。この場合、当該事業主体は(1)の提出を要さないものとする。

2 補助金の交付申請等について

- (1) 人工造林又は樹下植栽等における地拵え(特殊地拵えを含む)、植栽(事業完了までに相当期間を要する場合に限る。)の各々に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して行って差し支えない。

(2) 交付申請の単位

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。

ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

また、間伐、更新伐に係る交付申請については、森林経営計画又は実施権配分計画に基づいて行う場合は当該計画ごと(当該経営計画対象林班内及び隣接林班内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。【森林所有者の団体からの交付申請】の場合は旧森林経営計画を含む。)を単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

ア 当該複数の事業主体が共同して行う方法

イ 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と(10)【交付申請等の第三者への委任】に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法

ウ 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、(3)に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

(3) 複数の申請単位に係る一括申請

本事業に係る補助金の交付申請を行う者(事業主体から委任を受けて交付申請を行う者を含む。以下「交付申請者」という。)は、複数の申請単位((10)に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。)に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、交付申請に係る(3)に定める書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。

(4) 複数の申請単位に係る補助金の一括受領

交付申請者は、(3)により一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

(5) 補助金交付申請書の作成及び提出について

交付要綱第4の申請は、補助金交付申請書(交付要綱第5号様式)のほか、申請内訳書(第13号様式)及び必要に応じて次の書類を添付して行うものとする。

ア 施業箇所位置図(施行地の位置を示した5万分の1地形図又はこれに準ずるもの)(第14号様式参考)

イ 案内図(施行地の位置を示した5千分の1地形図又はこれに準ずるもの)(第14号様式参考)

- ウ 施業図（実測図）（第 15 号様式）
- エ 森林作業道整備線形図（ウの施業図に必要事項を記載したものでも差し支えない。）
- オ 森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料（森林作業道の復旧を実施する場合に限る）
- カ 現地写真（「東京都造林補助事業写真撮影基準」（令和 5 年 3 月 30 日付 4 産労農森第 1206 号）による。）
- キ 搬出を伴う間伐または更新伐にあつては、間伐材搬出事業数量集計表（第 2 号様式）
- ク 平均胸高直径調査票（第 16 号様式）
- ケ 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表（第 17 号様式。ただし、直営施行等であつて、年度当初に一括して社会保険等の加入状況を確認できる場合等にあつては添付を省略することができる。）
- コ 補助金の交付申請又は受領に係る委任状（第 18 号様式。なお、事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。）
- サ 実施要綱別表 1－2【特間計画又は実施権配分計画による事業】による場合は、補助金交付申請時又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類
- シ 受委託契約書又は請負契約書の写し（事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。）
- ス 実行経費内訳書（市町村が請負に付して実行した事業、実施要綱別表 2－2 の（シ）【森林保全再生整備】の事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。）
- セ 分収林契約等の写し（分収林契約が締結されている場合に限る。）
- ソ 森林所有者等との森林整備に関する協定書等の写し（森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ周辺施設森林整備に限る。ただし、事業主体が自ら所有する森林において事業を実施する場合は除く。）
- タ 伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等（人工造林及び樹下植栽等に限る。）
- チ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）の協議会との連絡調整の結果を記載した書類及び森林環境保全整備事業の場合本事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類（実施要綱別表 2－2 のシ【森林保全再生整備】に係る交付申請の場合であつて、同項のなお書きによる場合に限る。）
- ツ 施業実施協定書の写し及び団体規約の写し（事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。）
- テ 測量野帳（第 19 号様式参考）

ト 実施要綱第4の2及び10に係る誓約書（以下「誓約書」という。第20号様式。
なお、事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。）

ナ 使用印鑑届（第21号様式）

ニ その他知事が必要と認める関係書類

- (6) 事業主体は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付2林政経第458号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」を記入の上、補助金の申請に当たり申請書に添付して提出するものとする。

事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、チェックシートは請負者が記入するものとする。

ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。

- (7) 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、補助に必要な事項を確認するための竣工検査（以下「検査」という。）時に検査員は必要に応じ交付申請者に主要測点の復元を求め、検査するものとする。

また、間伐、更新伐に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。

- (8) 申請者は、(5)及び(6)に掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、交付申請者はこれらの書類を保管し、ア及びイについては補助金査定時まで、森林事務所森林産業課造林担当へ、ウについては竣工検査時に検査員へ提示するものとする。

ア (1)のケ及びサの証明書等の証拠書類（標準単価設定通知第3の2のなお書きを適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）

イ 実施要綱別表1-1【査定係数180で行う人工造林】及び【査定係数170】に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書又は実施権配分計画（事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請を行う場合はその写し。）

ウ 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類

- (9) (5)、(6)及び(8)に掲げる書類等については、申請者が、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。また、事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその根拠書類を整備するものとする。

ア 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿（第22号様式参考）

イ 施行地ごとの施行台帳（第23号様式参考）

ウ 補助金及び経費明細書（第 24 号様式参考）。なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書（第 25 号様式参考）を森林所有者等に通知するものとする。

- (10) 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者（以下「代理申請者」という。）は、知事に対して委任状及び精算依頼書（第 18 号様式）を提出するものとする。ただし、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、代理申請者となることのできないものとする。

3 竣工検査

知事は、交付要綱第 6 の交付申請があったときは、検査を行う。検査は、次によるもののほか、東京都造林補助事業竣工検査内規（令和 5 年 3 月 30 日付 4 産労農森第 1204 号）に基づいて行うものとする。

- (1) 検査は、申請の受理後速やかに 1 施行地ごとに、補助金の交付申請のあった年度に行うものとする。
- (2) 検査は、原則として書類確認及び現地確認により行うものとする。
- (3) 申請書等のみによって検査を行うことが困難な施行地については、(1)の規定にかかわらず、現地で確認を行うものとする。この場合、これらの施行地の 10 分の 1 以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し現地で確認を行うものとする。
- (4) 検査の結果、当該検査を行った施工地が本要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知（第 26 号様式）するものとする。
- (5) (4)の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。
- (6) 検査員は、検査した事項を検査調書（第 27 号様式）に記入し、これに署名するものとする。
- (7) 検査調書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して 5 年間保存するものとする。なお、検査調書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- (8) 知事は、検査の効率化を図るため、森林経営計画等に基づき行われた事業について、事業主体から東京都造林補助事業申請前現地確認願（第 28 号様式）を提出された場合は、交付申請を行う前に施業の完了確認を行うことができる。
- (9) (8)の完了確認は、(2)に規定する現地確認に準じて行う。
- (10) 間伐材搬出事業の検査は、交付申請ごとに集材地に集積された間伐材の確認及び出荷間伐材積の検収をもって行う。

4 補助金の査定について

本事業に係る補助金の査定の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 間伐、更新伐の施行地に係る補助対象面積は、既設の森林作業道（「作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。
- (2) 間伐、更新伐に係る補助金額は、同一の申請単位に係る2の(5)のキに定める伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐又は更新伐の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

ただし、区市町村が請負に付して実行した事業の査定単位については、第3の2の(4)又は(5)により算定するものとする。

また、査定単位の一部に、以下に掲げる間伐又は更新伐が含まれる場合にあつては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位又は当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

ア 国の要領第5の3の(3)の括弧書きの規定【森林病虫害等被害森林の被害拡大対策】に基づいて行った更新伐

イ 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1ha当たりの伐採木の搬出材積が10m³に満たない間伐又は更新伐

ウ 伐採方法が異なる間伐又は更新伐

エ 路網や作業ポイントが異なる間伐又は更新伐

- (3) 実施要綱別表1-1から別表4【森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業の事業規模等】に定める雪起こしの施行地の面積は、造林木の成立本数の30%以上が倒伏した林分の区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は実作業区域面積とする。
- (4) 気象害等による被害森林で行う森林整備の施行地の面積は、被害区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は、実作業区域面積とする。
- (5) 実施要綱別表1-1から別表4【査定係数】の森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。
 - ア 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）
 - イ 当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし、倒木起こし並びに保育間伐及び更新伐であつて第2の5の(4)【森林緊急造成による除伐】により気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施するもの
 - ウ 当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良。なお、第2の8の(2)のイ【改良の内容】に定める改良であること。

- (6) 実施要綱別表 1-1 及び別表 4【間伐及び更新伐】の森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものには、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）を含む。
- (7) 実施要綱別表 1-1 及び別表 4【間伐及び更新伐】の森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの、交付要綱別表 2-1 から別表 2-7【査定係数 90 の人工造林と樹下植栽等】の伐採造林届出書に基づいて行うもの及び交付要綱別表 2-1 から別表 2-7【査定係数 90 の下刈り等】の施業代行者が実施するものには、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。
- (8) 実施要綱別表 1-1 及び別表 3【全て鳥獣害防止施設改良】は、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを対象とする。
- (9) 実施要綱別表 2-4【鳥獣害防止施設改良】は、松林保護樹林帯造成により樹種転換を行う事業を実施した森林において行われるものを対象とする。
- (10) 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、交付要綱別表 1 に定める構成因子以外に、鋤床層の破碎、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めて差し支えないものとする。また、知事は当該施行地を地域森林計画の対象とする森林の区域に含めるよう、地域森林計画を樹立又は変更するものとする。
- (11) 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の事業内容の確認が可能なものに限り、事業が完了したものとみなして補助金を交付して差し支えない。

この場合、事業が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

- (12) 交付要綱第 8 の交付決定は、交付決定通知書のほか、交付内訳書（第 29 号様式）を添付して行うものとする。
- (13) 事業主体の申し出があり、かつその内容が妥当であると知事が認めるときは、補助金の額を減額することができる。

5 事業の確認

第 5 の 3 の(3)の規定に限らず、事業の完了は、東京都の担当職員が現地に赴き確認するとともに、必要に応じて事業主体の本事業に係る通帳、領収書及び帳簿等の関係書類も併せて確認するものとする。

6 指導及び関係書類の提出

知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、事業主体に対し必要な指導及び助言を行い、必要に応じ関係書類の提出を求めることができるものとする。

- 7 森林事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号に掲げる事務を行ったとき、各々の通知文の写しを添付し、補助金の交付決定（報告）（第 30 号様式）により、農林

水産部長宛て報告することとする。

一 補助金の交付決定

二 補助金の額の確定

- 8 所長は、事業主体より都に提出された個人情報、台帳及びGPSデータについて、森林計画関係情報の提供に関する取扱要領（平成26年3月3日付25産労農森第896号）の規定に準じて取扱うものとする。また、標準単価表の歩掛等の根拠資料については、依頼があったものについて使用目的等を確認し、森林課長から提供するものとする。

第6 助成

都は、予算の範囲内において、都の規則に定めるもののほか、この要領の定めるところにより、東京都造林補助事業を実施するに要する補助の対象経費について補助を行うものとする。

第7 その他

- 1 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。
- 2 交付要綱第16の2に規定するJグランツ等は、Jグランツ及び次の各号に掲げる方法とする。
 - 一 東京共同電子申請・届出サービス
 - 二 電子メール
 - 三 業務システム
- 3 手続き及び様式等の詳細は、本要領に記載されているもののほか、必要に応じ、本要領の趣旨に基づき、別に定めるものとする。

附 則

東京都森林整備補助事業実施要領（平成14年4月1日付14産労農林第470号）は、廃止する。

附 則

高品質木材のための保育管理補助事業実施要領（平成29年3月31日付28産労農森第1362号）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和5年3月30日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

高品質木材のための保育管理事業の全体計画承認基準

高品質木材のための保育管理事業の全体計画の承認については、下表の全ての要件を満たす森林について、現場確認のうえ承認するものとする。

項目	適否
<p>1 事業主体</p> <ul style="list-style-type: none"> 多摩地域のスギ、ヒノキ等人工造林地での、保育管理の補助金交付の実績、又は地方公共団体、森林整備を行う公益財団法人等からの受託の実績はあるか。 	
<p>2 対象森林の植栽本数</p> <ul style="list-style-type: none"> 現況で、林齢に応じた植栽本数が確保されているか。 	
<p>3 森林の生育状況</p> <p>3-A または 3-B のいずれかの要件を満たしているか。</p>	
<p>3-A 事業開始の時点でⅢ齢級以上の森林の生育状況</p> <p>①～③の全ての要件を満たしているか。 (Ⅱ齢級以下の森林のみの場合は該当なしとして、右欄に「-」を記載)</p> <p>① 現況森林は、概ね 60%以上、通直で形質が良好と認められるか。</p>	
<p>② 現況森林は、概ね 80%以上、落石、病虫害等による外傷が少ないと認められるか。</p>	
<p>③ 現況森林は、概ね 60%以上、林冠が充実しており、将来の成長が見込める森林であると認められるか。</p>	
<p>3-B 事業開始の時点でⅡ齢級以下の森林の生育状況</p> <p>①の要件を満たしているか。 (Ⅲ齢級以上の森林のみの場合は該当なしとして、右欄に「-」を記載)</p> <p>① 現況森林は、植栽時から、下刈り、雪起し等が適切に行われ、生育状況は良好か</p>	
<p>4 対象森林の立地状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の搬出の条件は、整っているか。 ① 既設又は計画の林道・作業道から対象森林の入口まで概ね 500m 以内となっており、将来、車両系または架線系による搬出計画が可能か。 (計画地が、現作業道まで概ね 500m 以内でなくても、将来作設可能で概ね 500m 以内となることが可能であれば可とする。) 	
<p>5 枝打工の計画に係る森林の林齢</p> <p>枝打工の計画は、下記 3つの要件のいずれかを満たしているか。</p>	

<p>① 枝打工の事業開始の時点での林齢はIX齢級以下であるか。</p> <p>② 間伐と一体的に行う枝打工の計画となっているか。(林齢を問わない)</p> <p>③ 更新伐と一体的に行う枝打工の計画となっているか。(林齢を問わない)</p>	
<p>6 その他の事項</p> <p>① 1～5の項目以外で、高品質木材のための保育管理事業として不適とみられる点はないか(該当がなければ、右欄に「○」を記載)</p>	

第1号様式（東京都造林補助事業実施要領第2の12の(1)のア）材積票

出荷間伐材積票

樹種	長さ	径	材積(本数)	出荷先	摘要

作成者（測定者）氏名

年 月 日

上記測定に立会い確認した。

担当者職氏名

第2号様式（東京都造林補助事業実施要領第2の12の(1)のイ）集計表

間伐材搬出事業数量集計表

申請者名				
集材地の所在				
No.	伝票発行場所	日付	数量	摘要
計			m3	
			m3	※小数点以下第2位 切り捨て

1. 対象区域及び面積 市 地区 ha^{※1 ※2}
 （区域の範囲は別紙計画図のとおり）

2. 計画期間 年度～ 年度（予定）

3. 年度別計画（概数） 詳細は別紙内訳及び計画図のとおり

区分	保育間伐 (ha)	間伐 (ha)	更新伐 (ha)	うち人工造林を伴う伐採	人工造林 (ha) ^{※1 ※2}		〇〇 (ha) ^{※3}	計	森林作業道	
					伐採	造林			開設 (m)	改良 (m)
								-		
								-		
								-		
								-		
								-		
計	-	-	-		-	-	-	-	-	-

※1 有用広葉樹造林Ⅱ（植栽のみ）については、植栽本数を記入する。
 ※2 有用広葉樹造林Ⅱ（伐採を伴う植栽）については、植栽本数を記入し、括弧書きで伐採本数を記入する。
 ※3 森林作業道整備と一体的に実施する施業を適宜追加する。

施 業 別 計 画 内 訳

1. 人工造林

事業箇所①

伐採実施年度	植栽実施年度	伐採方法	所在地			森林現況		伐出方法等			図面番号	計画区分	認定番号	計画策定 (変更)時期	施業開始時期	備考
			市町村	大字、地番	林小班	樹種	林齢	搬出材積 (m ³)	伐採面積 (ha)	伐出事業者						
植栽方法等		申請予定時期	一貫作業の 実施予定	植栽樹種		伐採作業と造林作業の連携（伐採箇所毎）										
※4 ※5	植栽面積 (ha)			植栽事業者	樹種											

事業箇所②

伐採実施年度	植栽実施年度	伐採方法	所在地			森林現況		伐出方法等			図面番号	計画区分	認定番号	計画策定 (変更)時期	施業開始時期	備考
			市町村	大字、地番	林小班	樹種	林齢	搬出材積 (m ³)	伐採面積 (ha)	伐出事業者						
植栽方法等		申請予定時期	一貫作業の 実施予定	植栽樹種		伐採作業と造林作業の連携（伐採箇所毎）										
※4 ※5	植栽面積 (ha)			植栽事業者	樹種											

※1 平成27年度末の時点で既に伐採済みのものについては、事前計画の作成を要しないものとする。

※2 事前計画の計画期間は、先行して実施する伐採の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間とする。

※3 必要な内容が記載されていれば、本様式と異なる様式（既存の資料等含む）も可とする。

※4 有用広葉樹造林Ⅱ（植栽のみ）については、植栽本数及び伐採本数を記入する。

※5 有用広葉樹造林Ⅱ（伐採を伴う植栽）については、植栽本数を記入し、括弧書きで伐採本数を記入する。

施 業 別 計 画 内 訳

2. 保育間伐

実施年度	申請予定時期	所在地		森林現況			伐採率等		図面番号	計画区分	計画策定（変更）時期	施業開始時期	備考
		大字、地番	林小班	面積	樹種	林齢	伐採率	伐採予定時期					
計													

3. 間伐

実施年度	申請予定時期	所在地		森林現況			搬出方法等					図面番号	計画区分	計画策定（変更）時期	施業開始時期	備考	
		大字、地番	林小班	面積	樹種	林齢	作業システム	搬出材積 (m3)	伐採率	出材予定時期	平均材積 (m3/ha)						
計																	

※申請予定時期ごとに小計をとり、平均材積（伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積で除して得た値）を記載すること。

4. 更新伐

実施年度	申請予定時期	所在地		森林現況			搬出方法等					図面番号	計画区分	計画策定（変更）時期	施業開始時期	備考	
		大字、地番	林小班	面積	樹種	林齢	作業システム	搬出材積 (m3)	伐採率	出材予定時期	平均材積 (m3/ha)						
計																	

※申請予定時期ごとに小計をとり、平均材積（伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積で除して得た値）を記載すること。

第6号様式（東京都造林補助事業実施要領第3の1の(4)のエに適用）

施 業 別 計 画 内 訳

5. 森林作業道

実施年度	申請予定時期	起点位置		終点位置		路線名	整備の内容			図面番号	作業道改良		備考
		大字、地番	林小班	大字、地番	林小班		内容	幅員(m)	延長(m)		作業道実施年度	写真番号	
計													

※備考には、一体的に実施する施業名を記載する。

第8-1号様式（東京都造林補助事業実施要領第3の1の(4)のカに適用）

東京都造林補助事業(変更)計画書
森林作業道整備促進事業

事業者名

第8-2号様式（東京都造林補助事業実施要領第3の1の(4)の(カ)に適用）

第1 現状及び事業の目的

第2 事業総括表
(補助事業)

事業区分	事業種目	事業実施計画						備考
		内容	事業量	事業費				
					都	事業主体	その他	
森林整備 補助事業	森林作業道整備 促進事業			千円	千円	千円	千円	
		細計						
		経費内訳				自己資金	自己資金	
						借入金	借入金	
						その他	その他	
	小計							
事業費計								

第8-3号様式(東京都造林補助事業実施要領第3の1の(4)の力に適用)

第3 事業種目別計画(補助事業)

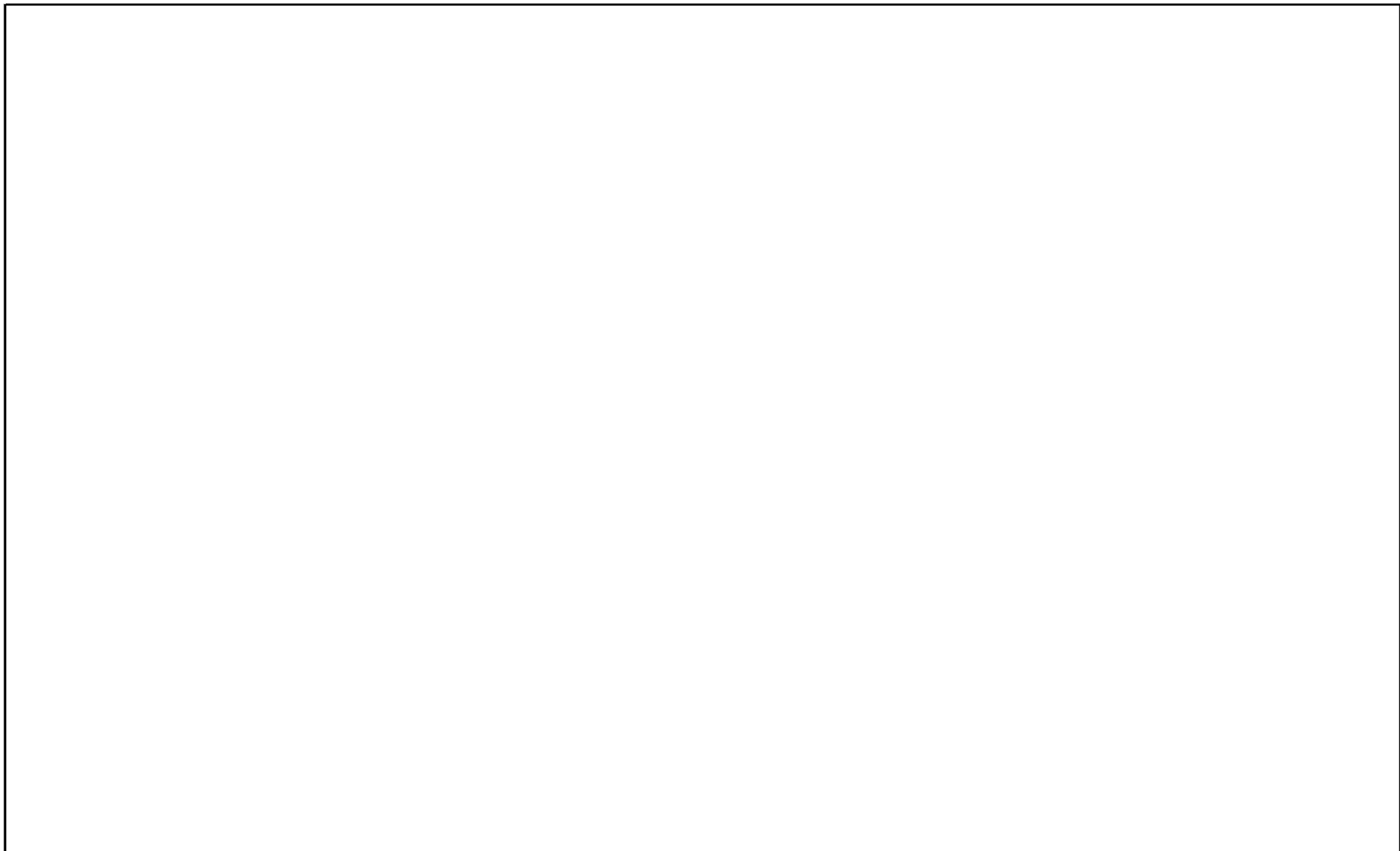
森林整備補助(森林作業道整備促進)事業

事業の概要

事業種目	事業内容	事業実施体	事業内容
森林作業道整備 促進事業			

第4号様式から第8号様式別記（東京都造林補助事業実施要領第3の1の(4)に適用）

計画図（基本図等に、森林作業道予定位置・間伐・搬出予定位置等を記入する。）

A large, empty rectangular box with a black border, intended for drawing a plan diagram. The box is currently blank, with no text or lines inside.

第9号様式（東京都造林補助事業実施要領第3の1の(4)のキに適用）
東京都造林補助事業（間伐材搬出事業）計画内訳表

番 号	集材地の所在	間伐実施森 林の所在	森林所有者の 住所・氏名	樹種(本数)	摘要

東京都知事 殿

事業者 住所
氏名

東京都造林補助事業を下記調書のとおり計画しましたので、報告します。

施行地			新植補植 の別	樹種	苗木 号数	面積(ha)又 は規模	本数(本)
大字	字	地番					

(単位:ha, m)

事業内容		面積(ha)又 は規模
森林環境保全直接支援事業	育成単層林整備	人工造林
		下刈り
		雪起こし
		倒木起こし
		枝打ち
		除伐
		保育間伐
		間伐
		更新伐
		計
	育成複層林整備	樹下植栽等
		下刈り
		雪起こし
		倒木起こし
		枝打ち
		除伐
		保育間伐
		間伐
		更新伐
		計
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設	
	林内作業場	
	林床保全整備	
	荒廃竹林整備	

事業内容		面積(ha)又 は規模	
特定森林再生事業	森林緊急造成	人工造林	
		下刈り	
		雪起こし	
		倒木起こし	
		除伐	
		計	
		森林作業道	
		樹下植栽等	
		下刈り	
		雪起こし	
	倒木起こし		
	除伐		
	計		
	森林作業道		
	被害森林整備	育成単層林整備	鳥獣害防止施設
			林内作業場
			林床保全整備
			荒廃竹林整備
			計
		育成複層林整備	鳥獣害防止施設
林内作業場			
林床保全整備			
荒廃竹林整備			
鳥獣誘引捕獲			

事業内容		面積(ha)又 は規模	
特定森林再生事業	重要インフラ施設周辺整備	人工造林	
		下刈り	
		雪起こし	
		倒木起こし	
		枝打ち	
		除伐	
		保育間伐	
		更新伐	
		計	
		森林作業道	
	保全松林緊急保護整備	育成複層林整備	樹下植栽等
			下刈り
			雪起こし
			倒木起こし
			枝打ち
		除伐	
		保育間伐	
		更新伐	
		計	
		森林作業道	
付帯施設	鳥獣害防止施設		
	林内作業場		
	林床保全整備		
	荒廃竹林整備		
	計		

事業内容		面積(ha)又は規模		
一般造林事業	育成単層林整備	人工造林		
		下刈り		
		雪起こし		
		倒木起こし		
		枝打ち		
		除伐		
		保育間伐		
		間伐		
		更新伐		
		計		
		森林作業道		
		育成複層林整備	樹下植栽等	
			下刈り	
	雪起こし			
	倒木起こし			
	枝打ち			
	除伐			
	保育間伐			
	間伐			
	更新伐			
	計			
	森林作業道			
	付帯施設等整備		鳥獣害防止施設	
			林内作業場	
		林床保全整備		
		荒廃竹林整備		

事業内容		件数	面積(ha) 又は規模	内訳()	
				経営計画造林	普通林
森林環境保全直接支援事業	育成単層林整備	人工造林			
		下刈り			
		雪起こし			
		倒木起こし			
		枝打ち			
		除伐			
		保育間伐			
		間伐			
		更新伐			
		計			
		森林作業道			
	育成複層林整備	樹下植栽等			
		下刈り			
		雪起こし			
		倒木起こし			
		枝打ち			
		除伐			
		保育間伐			
		間伐			
		更新伐			
		計			
		森林作業道			
	付帯施設等整備	鳥獣害防止施設			
		林内作業道			
		林床保全整備			
		荒廃竹林整備			

※各市町村ごとに作成してください。

事業内容		件数	面積(ha) 又は規模	内訳()				
				経営計画造林	普通林			
特定森林再生事業	森林緊急造成	育成	人工造林					
			下刈り					
			雪起こし					
		単層林	倒木起こし					
			除伐					
			計					
		整備	森林作業道					
		育成	樹下植栽等					
			下刈り					
			雪起こし					
			倒木起こし					
			除伐					
			計					
			森林作業道					
		付帯施設	鳥獣害防止施設					
		林内作業場						
		林床保全整備						
		荒廃竹林整備						
	被害森林整備	育成単層林整備	育成	人工造林				
				下刈り				
				雪起こし				
				倒木起こし				
				枝打ち				
				除伐				
				保育間伐				
				更新伐				
				計				
				森林作業道				
			被害森林整備	育成複層林整備	育成	樹下植栽等		
						下刈り		
					雪起こし			
					倒木起こし			
					枝打ち			
	除伐							
	保育間伐							
	更新伐							
	計							
	森林作業道							
付帯施設	鳥獣害防止施設							
	林内作業場							
	林床保全整備							
	荒廃竹林整備							
	再生整備	鳥獣害防止施設						
	鳥獣誘因捕獲							

※各市町村ごとに作成してください。

事業内容	件数	面積(ha) 又は規模	内訳()		
			経営計画造林	普通林	
特定森林再生事業	重要インフラ施設周辺整備	育成単層林整備	人工造林		
			下刈り		
			雪起こし		
			倒木起こし		
			枝打ち		
			除伐		
		保育間伐			
		更新伐			
		計			
		森林作業道			
		樹下植栽等			
		育成複層林整備	下刈り		
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち				
	除伐				
	保育間伐				
	更新伐				
	計				
	森林作業道				
	付帯施設	鳥獣害防止施設			
		林内作業場			
		林床保全整備			
		荒廃竹林整備			
	保全松林緊急保護整備	育成単層林整備	人工造林		
			下刈り		
			雪起こし		
			倒木起こし		
			枝打ち		
			除伐		
			保育間伐		
			衛生伐		
			更新伐		
			計		
			森林作業道		
			育成複層林整備	樹下植栽等	
		下刈り			
		雪起こし			
		倒木起こし			
		枝打ち			
		除伐			
		保育間伐			
衛生伐					
更新伐					
計					
森林作業道					
付帯施設		鳥獣害防止施設			
		林内作業場			
	林床保全整備				
	荒廃竹林整備				

※各市町村ごとに作成してください。

事業内容		件数	面積(ha) 又は規模	内訳()	
				経営計画造林	普通林
一般造林事業	育成単層林整備	人工造林			
		下刈り			
		雪起こし			
		倒木起こし			
		枝打ち			
		除伐			
		保育間伐			
		間伐			
		更新伐			
		計			
		森林作業道			
		育成複層林整備	樹下植栽等		
	下刈り				
	雪起こし				
倒木起こし					
枝打ち					
除伐					
保育間伐					
間伐					
更新伐					
計					
森林作業道					
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設				
	林内作業道				
	林床保全整備				
	荒廃竹林整備				

※各市町村ごとに作成してください。

第13-6号様式（東京都造林補助事業実施要領第5の2の(5)に適用）森林作業道整備促進事業

森林作業道整備促進事業における交付申請に係る事業内容

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

事 項	総事業費	補助事業に 要する経費	負 担 区 分			備 考
			都補助金	実施主体	その他	
事 業 費	円	円	円	円	円	
計						

※ 行については、適宜加除のこと。

第14号様式(東京都造林補助事業実施要領第5の2の(5)のア、イに適用)

施 業 箇 所 案 内 図、 位 置 図 (例)

縮尺 $\frac{1}{50,000}$

案内図及び位置図添付

- (注) 1. 施行箇所の申請番号を○印で囲み表示すること。
2. 図面は、5万分の1地形図又はこれに準ずるものであること。

施 業 図 (例)

市町村名	林小班	事 業 名	事 業 内 容
施行地	樹種（林齢）	面積（ha） <small>(注2)(注3)</small>	所有者（住所・氏名）

申請番号
縮尺 _____

施業図(測量図)添付

(注1) 面積の確定は、原則実測とする。なお、過去の測量面積（図面）を用いることは可能であるが、その場合は、現地で測量杭等が確認できない場合は、竣工検査で検査員から求められた場合は、現地で主要測点を復元できるものとする。

(注2) 有用広葉樹造林Ⅱ（植栽のみ）については、植栽本数を記入する。

(注3) 有用広葉樹造林Ⅱ（伐採を伴う植栽）については、植栽本数を記入し、括弧書きで伐採本数を記入する。

整理番号	
------	--

平均胸高直径調査表

樹種・林齢 _____

胸高直径 (cm)	本数	胸高直径合計 (cm)
6		
8		
10		
12		
14		
16		
18		
20		
22		
24		
26		
28		
30		
32		
34		
36		
38		
40		
合計	(B)	(A)

$$\text{平均胸高直径} = \frac{(A)}{(B)} \text{ cm}$$

- (注) 1. 調査野帳等の証拠書類は、補助金交付申請書及び実績報告書への添付は任意
(事業主体が保管し、竣工検査時に検査員に提示することも可)
2. 平均胸高直径は、小数第2位を切り捨て、1位止とする。

委任状

私どもは、〇〇を代理人と定め、下記に記載の森林整備に対する
〇年度東京都造林補助事業補助金の交付申請手続き及び受領に関すること
を委任します。

殿

年 月 日

申請番号	住 所	氏 名	印

- 注1 申請番号は、申請書別紙内訳表の番号と一致させること。
2 日付は、委任者全員の委任が完了した日にかつ申請書提出以前の日付けとする。
3 住所、氏名は自署でなくともよいが、押印は委任者本人が申請書の内容が正しく記載されていることを確認した上で行うこと。
4 多人数の場合は、別紙を作成し、添付して続けることができる。この場合、委任状と別紙とに割印し、押印は、便宜上前項の最後の委任者と次項の最初の委任者が行うこととする。
5 委任状の消印は、便宜上次のとおりとする。
(1) 委任状の文面の抹消・訂正は最初の委任者及び最後の委任者の印鑑を使用する。
(2) 当人にかかる事項の抹消・訂正は当人の印鑑を使用する。

委任状及び精算依頼書

私どもは、〇〇森林組合長△△△△を代理人と定め、次の1の事項を委任します。
なお、併せて補助金受領の際、2の代金を精算されますよう依頼します。

- 1 下記に記載の森林整備に対する〇年度東京都造林補助事業補助金の交付申請手続き及び受領に関すること。
- 2 補助金事務取扱手数料の精算代金

森林組合
代表理事組合長 殿

年 月 日

申請番号	住 所	氏 名	印

- 注1 申請番号は、申請書別紙内訳表の番号と一致させること。
- 2 日付は、委任者全員の委任が完了した日でかつ申請書提出以前の日付けとする。
 - 3 住所、氏名は自署でなくともよいが、押印は委任者本人が申請書の内容が正しく記載されていることを確認した上で行うこと。
 - 4 多人数の場合は、別紙を作成し、添付して続けることができる。この場合、委任状と別紙とに割印し、押印は、便宜上前項の最後の委任者と次項の最初の委任者が行うこととする。
 - 5 委任状の消印は、便宜上次のとおりとする。
 - (1) 委任状の文面の抹消・訂正は最初の委任者及び最後の委任者の印鑑を使用する。
 - (2) 当人にかかる事項の抹消・訂正は当人の印鑑を使用する。
 - 6 2には、補助金受領の際、精算する内容を記載すること。

測 量 野 帳 （例）

事業地名 : ○○○○
 所有者 : ●●●●
 測定者 : ●●●● P ●●●● C ●●●●
 測定日時 : 年月日
 摘要 : 間伐

X累計 -189 mm
 Y累計 963 mm
 水距累計 407700 mm
 高度累計 -1140 mm
 精度 (/) 1/415
 面積 0.54 ha

視準点	測定点	方位角	高低角	斜距離	水平距離	高低差	Y	X	Z
				m	m	m	mm	mm	mm
0	1	325.3	40.3	8.60	6.56	5.56	-3731	5378	5578
1	2	280.0	29.0	28.80	25.19	13.96	-28527	9693	19608
2	3	282.3	18.3	20.35	19.32	6.39	-47395	13763	26052
3	4	287.3	14.0	29.70	28.82	7.19	-74897	22265	33323
4	5	282.0	22.3	8.70	8.05	3.30	-82768	23920	36645
5	6	287.3	25.0	15.00	13.59	6.34	-95736	27929	43023
6	7	295.0	21.0	23.00	21.47	8.24	-115184	36952	51323
7	8	310.0	25.0	42.00	38.06	17.75	-144323	61326	69180
8	9	237.0	-9.0	7.90	7.80	-1.24	-150861	57060	67962
9	10	197.3	-29.3	13.50	11.77	-6.61	-154356	45794	61385
10	11	191.3	-22.0	17.00	15.76	-6.37	-157436	30303	55059
11	12	263.0	32.3	13.50	11.41	7.21	-168756	28885	62301
12	13	206.0	0.0	10.85	10.85	0.00	-173507	19107	62331
13	14	133.3	-40.0	28.50	21.83	-18.32	-157610	4084	44072
14	15	136.3	-39.0	23.40	18.19	-14.73	-145035	-9109	29393
15	16	111.0	-50.0	10.75	6.91	-8.23	-138580	-11602	21182
16	17	66.3	-8.0	13.30	13.17	-1.85	-126515	-6339	19369
17	18	96.3	-8.3	19.55	19.35	-2.82	-107273	-8508	16603
18	19	86.3	-9.3	10.20	10.07	-1.65	-97220	-7881	14981
19	20	80.0	-10.0	21.30	20.98	-3.70	-76549	-4288	11340
20	21	90.0	-6.0	26.50	26.35	-2.77	-50187	-4350	8644
21	22	105.0	-5.0	14.70	14.64	-1.28	-36039	-8174	7404
22	23	92.0	-11.3	12.40	12.16	-2.43	-23880	-8627	5008
23	24	70.0	-11.3	25.90	25.40	-5.08	0	0	0

誓約書

東京都知事 殿

東京都造林補助事業交付要綱第6の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第18の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第19の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * 氏名欄に自筆で記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

使用印鑑届

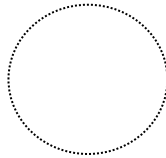
年 月 日

東京都森林事務所長 殿

住所
申請者
氏名



使用印鑑



私は、上記印鑑を東京都森林事務所との間における下記事項について使用いたします。

記

- ・ 東京都造林補助事業補助金の交付申請、代金の請求及び受領に関すること。

第22号様式(東京都造林補助事業実施要領第5の2の(9)のアに適用)参考

申請単位番号	年月日	摘要	収入	支出	差引額	備考
			円	円	円	

注1:「摘要」欄には、収入(支出)先を記入する。

注2:「備考」欄に事項(苗木代、肥料代等)を記入する。

第25号様式(東京都造林補助事業実施要領第5の2の(9)のウに適用)参考

〇〇年度(第〇期)補助金及び経費通知書

事業主体 〇〇 〇〇 殿

代理人 〇〇森林組合
組合長 〇〇 〇〇

申請の委任があった〇〇年度(第〇期)東京都造林補助事業補助金について、今回補助金額が決定、交付されました。つきましては、依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり精算の上、配付することとなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので、遵守されるよう併せて通知します。

記

1 補助金額

〇〇年度第〇期 交付額 円

2 精算額

(1) 事務取扱手数料 円

(2) 〇〇〇の立替代金 円

(3) 森林保険料 円

計

3 差引支払 円

4 配付方法

〇年〇月〇日、〇〇銀行貴殿預金口座に振り込みました。

(現金交付の場合は、「〇年〇月〇日～〇年〇月〇日の〇時から〇時の間に、本状及び印鑑を持参の上、必ずご本人が〇〇までお出かけください。」とする。)

5 交付条件

年 月 日

〇〇 殿

年度東京都造林補助事業検査不合格通知書

年 月 日付けにて申請があった 年度東京都造林補助事業（以下「補助事業」という。）に要した経費の補助について、検査を行ったところ不合格となりましたので、その旨通知いたします。

記

森林の所在	
申請者名	
施業内容	
検査日	
通知内容	不合格 ・ 一部不合格 ・ 指示
検査員 職・氏名	

竣工検査調書

第27-2号様式（東京都造林補助事業実施要領第5の3の(5)に適用）（下刈、枝打、間伐 等）

番号	事業名	市町村	大字	字	地番	事業主体 (所有者)	事業内容		補助区分	現存立木本数	伐倒本数	伐倒率	枝打高	合否	面積	査定 係数	傾斜 補正	検査年月日	検査員職氏名印	備考
							整備区分	内容												
小計										0	0				0					
合計										0	0				0					

竣工検査調書

第27-3号様式（東京都造林補助事業実施要領第5の3の(5)に適用）（森林作業道）

番号	事業名	市町村	大字	字	地番	事業主体 (所有者)	事業内容		補助区分	合否	延長 (m)			査定 係数	検査年月日	検査員職氏名印	備考
							整備区分	内容			作業道延長	木製構造物高 さ0.7m以上の 延長	木製構造物高 さ0.35以上 0.7m未満の延 長				
小計												0					
合計												0					

竣工検査調書

第27-4号様式（東京都造林補助事業実施要領第5の3の(5)に適用）（獣害防護柵・食害防護資材）

番号	事業名	市町村	大字	字	地番	事業主体 (所有者)	事業内容		補助区分	合否	延長(m) 設置本数(本)	査定 係数	検査年月日	検査員職氏名印	備考
							整備区分	内容							
小計											0				
合計											0				

年 月 日

東京都知事殿

氏名

()造林補助事業申請前現地確認願

番号	市町村	大字	字	地番	事業主体 (所有者)	樹種及び本数						本数計	抜倒又は 枝打本数	搬出材 積(m3)	枝打高	面積(ha)	林令	受託等	確認年月日	確認者氏名印
						樹種	施業後立 木本数	樹種	施業後立 木本数	樹種	施業後立 木本数									
計																				

留意事項

- ()には、施業種を記入 例えば:間伐など また、下刈り(2回刈)については、1回目または2回目を明示すること。例:下刈り(2回刈・1回目)など
- 造林補助事業申請前現地確認願いは、市町村別及び施業種別に分けて提出すること。
- 獣害防護柵の場合、「面積(ha)」は「延長(m)」に修正すること
- 現地確認願い2部、位置図、測量図面、測量野帳、事業実施前現地写真(※1)、苗木出荷証明書等(※2)については、各1部を検査員に提出すること。
 ※1 植栽(地拵えあり)の場合、地拵え前の作業地内の占有植生がわかるもの。下刈りの場合、実施前の占有植生がわかるもの
 搬出間伐の場合、造材方法(チェーンソーまたはプロセッサ)及び集材方法(車両系または架線系)がわかるもの
 ※2 植栽の場合、苗木の購入伝票または出荷証明書(樹種、本数、苗の種類(裸苗またはポット苗)がわかるもの)
- 補助金を申請する際は、現地確認で検査員に提出した上記図面等及び申請前現地確認願コピー(確認年月日、確認者氏名印が記入されたもの)、他申請書に関する書類一式を添え東京都あてに提出すること。

番 号
年 月 日

農林水産部長

東京都森林事務所長
〔公印省略〕

東京都造林補助事業に係る補助金の交付決定について（報告）

年 月 日付 第 号により事業計画を承認した東京都造林補助事業に係る補助金について、下記のとおり交付決定したので、東京都造林補助事業実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付 4 産労農林第 1203 号）第 5 の 7 の規定により、写しを添えて報告します。

記

- 1 実施主体
- 2 補助金の交付決定
補助金額

※「額の確定」で使用する場合、「交付決定」を「額の確定」に変更すること。

実施額明細表(〇〇事業)

区分	実施計画額(A)								実施額																残額(C=A-F)								
	補助面積 ha	査定係数	事業費 円	補助金				件数 件	補助面積 ha	査定係数	事業費 円	補助金				件数 件	補助面積 ha	査定係数	事業費 円	計(F)=(D)+(E)				補助面積 ha	事業費 円	補助金							
				補助率	金額 円	国庫						補助率	金額 円	国庫						補助率	金額 円	国庫				補助率	金額 円	国庫		補助率	金額 円	補助率	金額 円
						補助率	金額 円							補助率	金額 円							補助率	金額 円					補助率	金額 円				
森林環境保全直接支援事業(公共)	人工造林																																
	単層林整備	保育																															
		小計																															
	複層林整備																																
		小計																															
	計																																
	指導監督費																																
	合計																																
	特定森林再生事業(公共)	人工造林																															
		単層林整備	保育																														
小計																																	
複層林整備																																	
		小計																															
計																																	
指導監督費																																	
合計																																	
一般造林事業(都単)		人工造林																															
		単層林整備	保育																														
	小計																																
	複層林整備																																
		小計																															
	計																																
	指導監督費																																
	合計																																
	合計																																
	指導監督費																																
合計 ※																																	
合計 ※																																	
総計																																	

第30-3号様式（東京都造林補助事業実施要領第5の7に適用）補助金交付内訳 参考

交付先別・事業別補助金交付額

1 交付先別／事業別

交付先	事業名	作業種	件数	面積	補助金交付額
計					

交付金額 合計	
---------	--

2 事業別／交付先別

事業名	交付先	作業種	件数	面積	補助金交付額
計					